難病の療養相談（　　保健所・保健福祉事務所）（TEL　　）

群馬大学医学部附属病院　難病相談支援センター　０２７－２２０－８０６９

障害福祉サービスと介護保険サービス利用のながれ

18才～39才	40才～64才	65才～
	介護保険2号	介護保険1号

訪問看護：医療保険

介護保険で定める特定疾病
筋萎縮性側索硬化症、後縦靱帯骨化症
パーキンソン病関連疾患（進行性核上麻痺・大脳皮質変性症及びパーキンソン病）脊髄小脳変性症、多系統萎縮症、他

介護保険法　窓口：市町村（介護保険課　　）
相談支援：要支援→地域包括支援センター（　　）
要介護→居宅介護支援事業所（　　）

介護保険法　優先利用
介護保険サービスにない場合や足りない場合

障害者総合支援法　相談支援事業所（　　）
障害者就業・生活支援センター（　　）

対象者
①18歳以上で以下の条件に該当する方
・身体障害者／知的障害者／精神障害者（発達障害者を含む）
②障害児
満18歳に満たない方で、身体・知的・精神に障害のある児童。発達障害児も含まれる
③難病患者
障害者総合支援法で指定されている難病。その程度が日常生活や社会生活に相当の制限が加わると認められる場合に、障害者総合支援法の障害者として扱われ、障害福祉サービスの対象となる。

訓練等給付

就労支援	就労移行支援／就労定着支援
	就労継続支援（A型/B型）
自立訓練	機能訓練／生活訓練
居宅訓練	自立生活援助
	共同生活援助（グループホーム）

介護給付

訪　　問	通院介助
	居宅介護／重症訪問介護
	同行援護／行動援護
	重度障害等包括支援
日中活動	療養介護／生活介護
	短期入所（ショートスティ）
施　　設	施設入所支援

障害区分認定

サービス等利用計画酸の作成と提出

暫定支給

支給決定